

保育所の設備基準（条例及び府令より抜粋）※

項目	条項	基準の概要						
園児1人あたりの必要面積	[条例] 第4条 【市基準】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児室又はほふく室の面積 0歳、1歳 1人につき 4.95㎡以上 ・ 保育室及び遊戯室の面積 2歳以上 1人につき 3.0㎡以上 ・ 屋外遊戯場の面積 2歳以上 1人につき 3.3㎡以上 						
	[条例] 附則 第3項 【県基準】	<p>当分の間、条例第4条にかかわらず、次の基準によることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児室又はほふく室の面積 0歳、1歳 1人につき 3.3㎡以上 ・ 保育室又は遊戯室の面積 2歳以上 1人につき 1.98㎡以上 						
職員の人数	[府令] 第33条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士の人数 0歳 おおむね3人につき1人以上 1歳、2歳 おおむね6人につき1人以上 3歳 おおむね20人につき1人以上 4歳以上 おおむね30人につき1人以上 <p>≪配置基準上の必要保育士数の計算方法≫</p> <table style="border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">(4歳以上児数×1/30)</td> <td rowspan="4" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">必要従事者数 (小数点第1位を四捨五入)</td> </tr> <tr> <td>(3歳児数×1/20)</td> </tr> <tr> <td>(1、2歳児数×1/6)</td> </tr> <tr> <td>(乳児数×1/3)</td> </tr> </table> <p>※年齢別の各区分を小数点第1位まで求めた後（小数点第2位以下切捨て）、各年齢区分を合算し、小数点第1位を四捨五入する。</p>	(4歳以上児数×1/30)	}	必要従事者数 (小数点第1位を四捨五入)	(3歳児数×1/20)	(1、2歳児数×1/6)	(乳児数×1/3)
(4歳以上児数×1/30)	}	必要従事者数 (小数点第1位を四捨五入)						
(3歳児数×1/20)								
(1、2歳児数×1/6)								
(乳児数×1/3)								

※ 条例…「船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」

※ 府令…条例第3条においてその例によることとされる「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」